

計画書

大阪都市計画道路の変更（大阪市決定）

都市計画道路中、1・3・10号淀川左岸線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備 考	
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延長	構 造形式	車 線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		
自動車専用道路	1・3・10	淀川左岸線	大阪市此花区北港二丁目地内	大阪市北区豊崎六丁目地内	大阪市此花区高見一丁目地内	約9,960m		4車線	22m		大阪市北区豊崎六丁目地内で自動車専用道路大阪門真線と接続	
	構造形式の内訳		大阪市此花区北港二丁目地内	大阪市此花区島屋二丁目地内		約1,250m	嵩上式		19～40m			
			大阪市此花区島屋二丁目地内	大阪市福島区大開四丁目地内		約3,340m	地下式		25～38m			
			大阪市此花区高見一丁目地内	大阪市福島区大開四丁目地内		約470m	嵩上式		19～32m			
			大阪市福島区海老江八丁目地内	大阪市北区豊崎六丁目地内		約3,890m	地下式		22～34m			
							約1,010m	地表式		19～34m	鉄道と立体交差1箇所	
			な お、 大阪市此花区北港二丁目地内に入口1箇所・出口1箇所を設ける。 大阪市此花区北港一丁目地内に入口1箇所・出口1箇所を設ける。 大阪市此花区島屋二丁目地内に出口1箇所を設ける。 大阪市此花区西島三丁目地内に入口1箇所を設ける。 大阪市此花区島屋一丁目地内に出口1箇所を設ける。 大阪市福島区大開四丁目地内に入口1箇所・出口2箇所を設ける。 大阪市福島区海老江六丁目地内に入口1箇所を設ける。 大阪市北区大淀北一丁目地内に入口1箇所・出口1箇所を設ける。 大阪市北区中津七丁目地内に入口1箇所を設ける。 大阪市北区豊崎七丁目地内に出口1箇所を設ける。 大阪市北区豊崎六丁目地内に入口1箇所を設ける。 大阪市此花区北港二丁目地内にジャンクションを設ける。 大阪市此花区高見一丁目及び同福島区大開四丁目地内にジャンクションを設ける。 大阪市此花区島屋二丁目地内に換気所1箇所を設ける。 大阪市福島区大開四丁目地内に換気所1箇所を設ける。 大阪市福島区海老江八丁目地内に換気所1箇所を設ける。 大阪市北区豊崎六丁目地内に換気所1箇所を設ける。									

「区域及び構造は計画図表示のとおり」